

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 5

不利益処分の内容		地域医療支援病院の承認の取消し
根拠法令及び条項		医療法第29条第3項
処 分 基 準	関係条項	医療法第30条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知）</li> </ul> 第二 地域医療支援病院に関する事項 3 承認にあたっての留意事項（1）⑤
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（      年      月      日最終変更）